

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議

(第41条 第48条)

第41条 (推進会議の設置)

(推進会議の設置)

第41条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

【解説等】

この条は、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の設置について定めたものです。

この推進会議を設ける理由としては、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすためには、個別の障害のある人に対する差別事案の解決を図るというだけでなく、その背後にある制度、慣行等を検証し、これらの見直しを図る必要があるためです。

この推進会議も、障害のある人の相談に関する調整委員会と同様に、地方自治法第138条の4第3項(41-1)の規定に基づき、知事の附属機関として設置されます。

41-1 地方自治法(昭和22年法律第67号)〔抄〕
第138条の4 〔略〕
2 〔略〕
3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

障害を理由とする差別に関する相談に係る事例を踏まえた当該差別を解消するための取組に関しては、障害者差別解消法では、国と地方公共団体の関係機関で組織する「障害者差別解消支援地域協議会」を設けることができますとなっています(41-2)。

41-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
〔抄〕

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第42条（建議）

（建議）

第42条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認められる事項を知事に建議することができる。

- (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
- (3) この条例の施行の状況に関する事項
- (4) その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

2 知事は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

【解説等】

この条は、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の建議事項等について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

推進会議は、知事の諮問機関という位置付けですが、知事から最初に諮問を受けた後には、自ら調査審議するという自発的な活動機関ということになります。

「建議」とは、推進会議が知事に対して意見を申し出ることです。

建議事項としては、以下の4つとなります。

対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項

この条例の施行の状況に関する事項

その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすためには、障害のある人の相談に関する調整委員会が個々の対象事案の解決を図ってだけでなく、「対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁」が何か

を調査し、その社会的障壁を取り除くための方法を探る必要があります。

「社会的障壁」とは、第2条第2項で規定しているとおり、「障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指すため、これまでの常識や社会通念をも、社会的障壁となっていないか評価の対象となります。

推進会議において、このことを調査審議することによって、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための県の施策を後押ししていくものです。

「人材の育成」とは、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神保健福祉相談員のみならず、社会福祉士、精神保健福祉士、ペアレントメンター（発達障害児の親の相談・助言を行う者）、障害福祉に関する民間資格の取得者等の人材の育成を指します。

「この条例の施行の状況」とは、障害のある人に対する差別の禁止についての周知の状況、相談体制、助言又はあっせんの手続の運用状況等この条例に規定された各項目を指します。

第1項の各号に掲げる事項に関し、推進会議は継続的に検証し、知事に対して必要な提言等を行うこととなります。

<< 第2項関係 >>

推進会議は知事の附属機関（162頁参照）という位置付けですが、その建議事項の重要性から推進会議の意見を施策に反映する必要があるため、「知事は、推進会議の意見を尊重しなければならない」と規定しています。

第43条（推進会議の組織）

（推進会議の組織）

第43条 推進会議は、委員35名以内をもって組織する。

【解説等】

この条は、推進会議の組織について定めたものです。

第44条（推進会議の委員の任命等）

（推進会議の委員の任命等）

第44条 推進会議の委員は、知事が任命する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者

(2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(3) 学識経験者

(4) その他知事が必要と認める者

3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説等】

この条は、推進会議の委員の任命等について定めたものです。

推進会議の構成は、委員会（第20条）と同様の者を規定しています。

それは、推進会議が担うこととなる項目について、委員会が担うこととなる個別の対象事案の解決と密接に関係するため、推進会議の構成は、委員会の構成に合わせておくことが適切であるためです。

なお、構成が同じといっても、必ずしも同一人物が就任しなければならないということではありません。

推進会議の委員は、特別職の地方公務員であって、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する職（44-1）に該当するものです。

44-1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）〔抄〕

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 〔略〕

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1)・(1)の2 〔略〕

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の

構成員の職で臨時又は非常勤のもの
(2)の2～(6) 〔略〕

第45条（座長及び副座長）

（座長及び副座長）

第45条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。

【解説等】

この条は、推進会議の座長及び副座長について定めたものです。

推進会議の自主性に委ねるという趣旨から、知事による任命ではなく、委員の互選としています。

なお、このような会議体の長の選任については、互選によるのが通例です。

第46条（分科会）

（分科会）

第46条 推進会議に、特定の分野における第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

【解説等】

この条は、推進会議の分科会について定めたものです。

特定の分野における事項を調査審議するに当たっては、推進会議全体で取り組むよりも、まず少人数の委員で構成されるワーキング・チームとしての分科会で取り組む方が機動的な活動が期待できます。この場合、分科会において論点整理等一定の議論を進めた上で、推進会議に報告し、推進会議として議論を進めていくことになります。

分科会の委員は、推進会議の委員の中から、調査審議する内容ごとに選ばれます。

この分科会については、推進会議が調査審議を進めていく中で必要と判断した分野に関し弾力的に設置することができるように、あらかじめ「特定の分野」を定めることとはしておりません。

第47条（長崎県障害者施策推進協議会等との連携）

（長崎県障害者施策推進協議会等との連携）

第47条 推進会議は、第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。

【解説等】

この条は、推進会議と長崎県障害者施策推進協議会等との連携について定めたものです。

「長崎県障害者施策推進協議会」は、障害者基本法第36条の規定（47-1）に基づき設置される合議制の機関です。

47-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

(1) 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3) 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4・5 〔略〕

「長崎県精神保健福祉審議会」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する

る法律第9条の規定（47-2）に基づき設置される地方精神保健福祉審議会です。

47-2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）〔抄〕

（地方精神保健福祉審議会）

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前2項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会以外で、障害のある人の福祉に関する事項を審議する合議制の機関として、例えば、以下のものがあります。

《 附属機関 》

- ・長崎県福祉保健審議会
- ・長崎県医療審議会

《 私的諮問機関等 》

- ・長崎県福祉のまちづくり推進協議会
- ・長崎県福祉サービス第三者評価推進会議
- ・長崎県保健医療対策協議会
- ・長崎県特定疾患対策協議会
- ・健康ながさき21推進会議（長崎県地域・職域連携推進協議会）

上記の審議会等に限定されるものではなく、障害のある人の福祉に係りのある審議会等と、必要に応じ連携を図りつつ、調査審議を進めていくこととなります。

第48条（準用）

（準用）

第48条 第23条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第24条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第25条の規定は推進会議の会議について、第26条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第28条の規定は推進会議の庶務について準用する。

【解説等】

この条は、推進会議の委員等に関する準用の規定について定めたものです。

推進会議については、下記の項目について委員会の規定を準用して運用します。

- ・ 推進会議の委員は再任可（第23条第4項準用）。
- ・ 推進会議の委員に心身の故障が生じて職務執行ができなくなった場合や職務上の義務違反など委員たるに適しない非行があった場合については、その委員を罷免できる（第23条第5項準用）。
- ・ 座長が会務を総理し、推進会議を代表する（第24条第2項準用）。
- ・ 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があれば座長の代理を行う（第24条第3項準用）。
- ・ 推進会議は、座長が招集する（第25条第1項準用）。
- ・ 推進会議は、座長と過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない（第25条第2項準用）。
- ・ 推進会議の議事は過半数。可否同数の場合は、座長が決する（第25条第3項準用）。
- ・ 座長に事故あるときの座長の出席については、副座長の出席を座長の出席とみなす（第25条第4項準用）。
- ・ 推進会議の委員は、自己、配偶者、三親等内の親族の一身上に関する事案等についての議事に参加できない（第25条第5項準用）。
- ・ 推進会議の委員には、守秘義務がある（第26条準用）。
- ・ 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課が担当する（第28条準用）。